

プロフェッショナル・リハビリテーション学会会則

第1章 総則

第1条 本学会は、プロフェッショナル・リハビリテーション学会と称する。

第2条 本学会の事務局は、理事会で承認された機関（高知リハビリテーション専門職大学）に置く。

第2章 目的

第3条 本学会は、保健・医療、リハビリテーションに関わる科学の進歩に貢献することを目的とする。

第3章 事業

第4条 本学会は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学術雑誌の刊行
- (3) 研修会の開催
- (4) その他、本学会が必要と判断した事業

第4章 会員

第5条 本学会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員：本学会の目的に賛同した者
- (2) 賛助会員：本学会の目的に賛同し、本学会事業を賛助するために入会した個人または団体であり、理事会での承認を得た者
- (3) 学生会員：本学会の目的に賛同した学生
- (4) 名誉会員：本学会の活動に多大な貢献を行い、理事会で推薦され、総会での承認を受けた者

第6条 入会を希望する者は、本学会の事務局に申し込む。

第7条 会員は、次のいずれかの場合に、その資格を失う。

- (1) 退会を表明し、退会届を提出した時
- (2) 死亡または失踪宣告された時
- (3) 本学会において除名の決定がされた時：本会の名誉を著しく傷つけた、または本学会の目的に著しく反する行為をした者

第5章 役職者

第8条 本学会は次の役職者を置く。

- (1) 理事長：1名
- (2) 副理事長：2名
- (3) 理事：複数名
- (4) 監事：複数名

第9条 理事は理事会で選出し、総会で承認を得る。

第10条 理事、監事の任期は、選任後2年とするが、再任は妨げない。

第11条 理事、監事の報酬は「無報酬」とする。

第6章 総会・理事会

第12条 総会は年1回実施し、理事会が必要と認めた時は必要に応じて臨時に開催する。

第13条 総会の決議は、出席者の過半数をもって行う。

第14条 理事会は年1回以上開催する。

第7章 学術集会

第15条 学術集会は、学術集会長が主催して開催する。

第 16 条 学術集会は、年 1 回以上開催する。

第 8 章 学術雑誌

第 17 条 学術雑誌は、年 1 回以上発行する。

第 18 条 学術雑誌の発行は、編集委員長と編集委員で構成する編集委員会で行う。

第 9 章 会則変更

第 19 条 本会則の変更は、理事会および総会の決議によって変更することができる。

第 10 章 雑則

第 20 条 本学会施行に必要となる細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

附則

本会則は令和 2024 年 7 月 16 日から施行する。